

社会教育関係団体、文化協会、体育協会等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて調整に努めることとしています。補助金については、合併までに調整することとしています。

また、新市において中央公民館等の生涯学習の拠点施設や文化ホール等の文教施設の建設について検討することでも提案しました。

各町村に貴重な文化財があります。各指定文化財や文化財保護事業等については現行どおり新市に引き継ぎます。

各種スポーツ行事等については、新市において調整するものとしています。

以上、次回協議予定の三項目について事務局から事前説明を行いました。五月十三日の協議会において具体的な協議が行われる予定です。

その他

○委員の交代について

阿蘇町の委員の交代があり、大塚友光委員に代わり、森山幸義委員が新委員として就任しました。

○電算システム構築に係る業者選定のあり方について

新市の電算システムの構築に係る業者選定について、総務部会、電算分科会等による選定委員会を設け、

進めていくことを報告しました。

最終的には幹事会、町村長会で承認された後、協議会に報告したうえで決定業者と契約をする予定です。

○阿蘇中部4町村合併推進協議会新年度予算について

新年度予算について、協議会に説明し、承認されました。



今回の協議において

確認された事項

協議第十九号 投票区の見直し・開票所の選定について

投票所の見直しや開票所の選定については、合併までに調整する。

協議第二十三号 一般職員の身分の取扱いについて

一般職の身分については、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員定数は合併時の職員実数とし、合併までの新規採用は今後の退職者分を上限とする。同時に、合併後の職員数については、定員モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び適正化の観点から調整し、統一を図る。

(4) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

協議第二十四号 特別職等の身分の取扱いについて

(1) 市長のほか、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。

(2) 三役及び教育長の人数、任期については、各法令の定めるところによる。合併時の給料は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。

(3) 市議会議員及び農業委員会の委員の合併時の報酬額は、市議会議員については阿蘇町の例により、農業委員会の委員については波野村の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。

(4) 教育委員会及び選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。合併時の報酬額は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬審議会において検討

する。

(5) 附属機関及びその他の特別職については、新市において設置の必要性があるものは、新市において新たに設置する。人数、任期、報酬額については、合併直前の制度をもとに合併時に調整する。

協議第二十五号 事務機構及び組織の取扱いについて

(1) 新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。

(2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

《新市における組織・機構の整備方針》
新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえて合併の効果을最大限にいかすため、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。

このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備する。

- ① 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ② 市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構
- ③ 責任の所在が明確な組織・機構
- ④ 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構
- ⑤ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥ 行政課題に即応できる組織・機構
- ⑦ 簡素で効率的な組織・機構
- ⑧ 緊急時に即応できる組織・機構